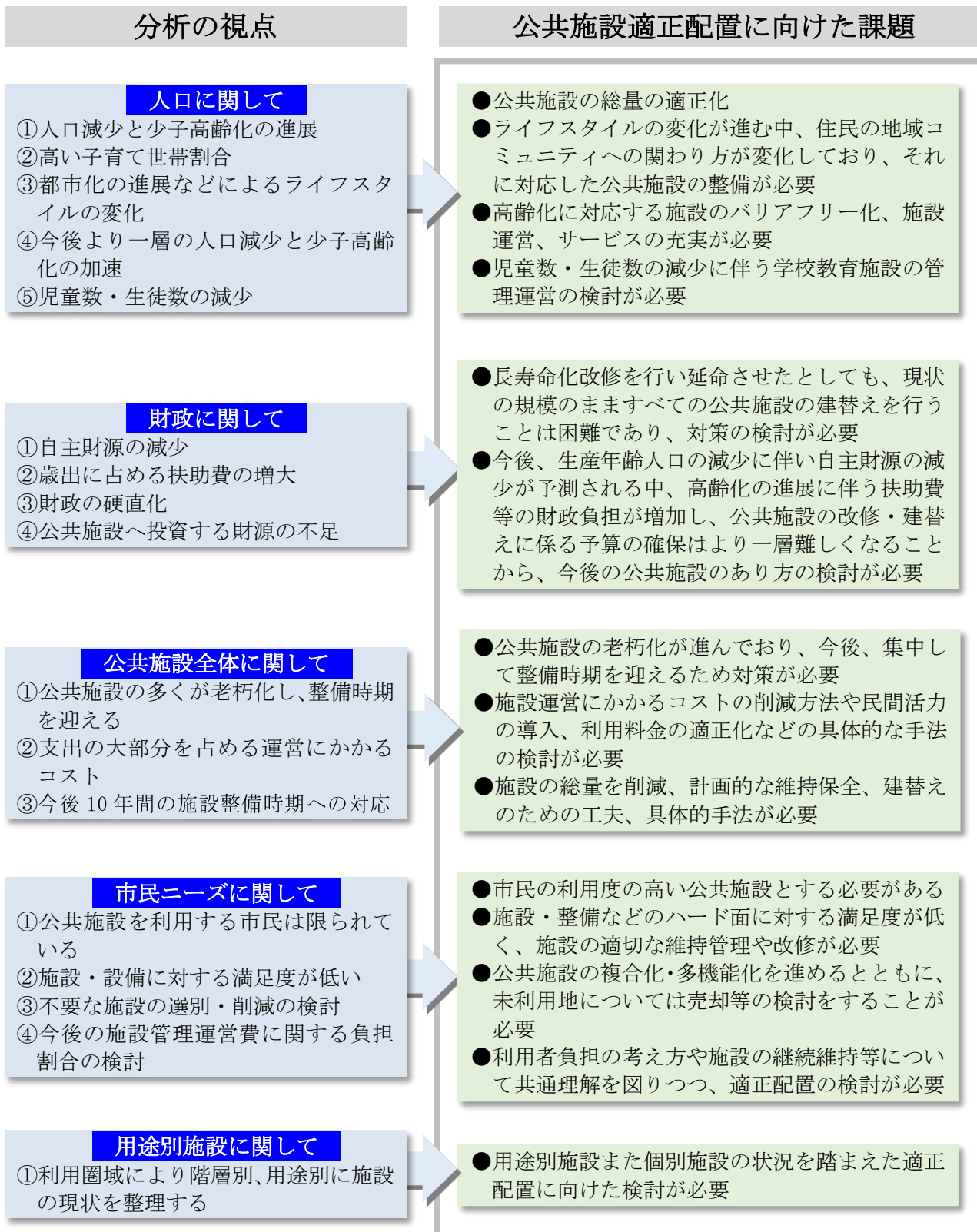


◆ 公共施設適正配置に向けた基本方針体系図



基本理念（めざす姿）

誰もが利用しやすく誰もが集える公共施設

公共施設の複合化や多機能化を進め、質の高い公共サービスを提供するとともに、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設を再生、再配置する

全体方針

基本方針 1
公共施設の建替えの際は、施設の複合化・多機能化を進める

基本方針 2
施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る

基本方針 3
民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る

基本方針 4
将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する

基本方針 5
公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す

用途別方針

【全市施設】

- ・教育支援センター
- ・公民館
- ・生涯学習施設
- ・スポーツ・レクリエーション施設
- ・児童福祉施設
- ・高齢福祉施設
- ・保健施設
- ・墓地等
- ・火葬場
- ・市営住宅
- ・庁舎・事務所
- ・消防署・出張所
- ・駐車場
- ・その他

【地域施設】

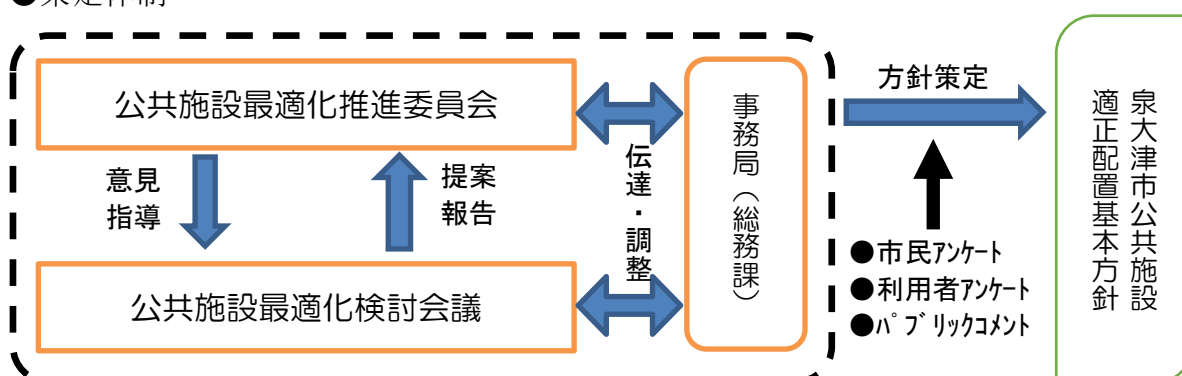
- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・児童福祉施設
- ・高齢福祉施設
- ・公園施設
- ・公衆便所
- ・その他

泉大津市公共施設適正配置基本方針（公共施設の現状と今後の基本的な考え方）にかかると策定過程について

本市の公共施設の多くは、建築後 30 年以上経過し老朽化が進行しており、また、今後集中的に建替えの時期を迎えることから、大きな財政負担となることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年 4 月総務部総務課に「施設整備担当」を設置し、公共施設の現状と今後の基本的な考え方を示す「泉大津市公共施設適正配置基本方針」の策定へ向け取組みを開始し、平成 26 年 12 月に策定しました。

●策定体制



【公共施設最適化推進委員会】

組織体制 副市長を委員長とし、各部長及び部長相当職で組織する。

開催回数 13 回

【公共施設最適化検討会議】

組織体制 施設所管課長および企画・財政・総務・危機管理課長で組織する。

開催回数 11 回

【市民アンケート】

目的 基本方針策定にあたり、広く市民の意見を伺い、方針に反映させること

対象 無作為に抽出した 16 歳以上の市民 3,000 人 **方法** 郵送による発送・回収

時期 平成 25 年 10 月 24 日発送、11 月 10 日締切

回収状況 回収数 809 票（回収率 27.0%）

【利用者アンケート】

目的 施設利用者に対し、施設の提供するサービスの満足度や公共施設の維持管理方法、利用形態（個人、団体）等についての意向を把握すること

対象 泉大津市内の公共施設 28 施設の利用者（配布枚数 1,000 枚）

方法 各施設に設置・回収 **時期** 平成 25 年 10 月 25 日から 11 月 10 日まで

回収状況 回収数 415 票（回収率 41.5%）

【パブリックコメント】

募集期間 平成 26 年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

提出方法 郵送、ファックス、電子メール又は総務課への持参

提出人数 1 人 提出意見 2 件

意見内容 ①この方針の取組みにより財政は好転するものと理解してよいのか
②「複合化・多機能化を検討する」とあるが、具体的にどの施設と複合化するのか明確にしてもらいたい。

●策定過程における主な検討内容とその結果

主な検討内容	結果（基本方針への反映等）
本市における公共施設の利用圏域の考え方	全市レベルと地域レベルに分類した。 （基本方針 P. 51）
将来更新費用試算の考え方	長寿命化改修を踏まえた試算とした。 （基本方針 P. 32）
公共施設総量縮減の考え方	将来推計人口に見合った削減目標とした。 （基本方針 P. 75）
施設の複合化・多機能化の推進	単なる総量縮減ではなく、施設機能維持を踏まえたものとした。（基本方針 P. 69）
基本理念（めざす姿）の設定	5つの基本方針を束ねるものとして、設定した。 （基本方針 P. 66）
広域利用が可能な施設についての近隣自治体との連携	全市レベル施設の広域利用を図ることとし、方針に反映。（基本方針 P. 69）
方針策定後の適正配置に向けた取組み	個別施設の方向性を示す「適正配置基本計画」の策定へ向け取組みを開始。
市民の理解と合意についての考え方	適正配置について市民との共通理解を図ることとし、方針に反映。（基本方針 P. 76）
適正配置についての長期的展望	将来推計人口を踏まえ H51 年までの目標としている。削減目標については、社会情勢や本市の状況を踏まえ、適宜見直しを検討する。
第 4 次総合計画との関係と財政的裏付け	基本方針については、総合計画における分野別計画に位置づけされている。（総合計画 P. 98） 将来更新費用については、あくまでも試算結果であり、長寿命化改修や建替えが財政的に担保されているものではない。